

鹿嶋市・神栖市内のピーマン生産者を対象に農薬適正講習会を開催しました。

令和6年1月12日（金）と18日（木）に、神栖市内の生産者30名（神栖地区、波崎地区）と鹿嶋市内の生産者16名（鹿嶋地区、大野地区）に対し、令和5年度農薬適正講習会を開催しました。

講習会では、茨城県鹿行農林事務所農業振興課から農薬取締法の概要や鹿行管内における農薬事故の傾向と対策について説明がありました。生産者の方が、安全・安心な作物栽培に取り組むことができるよう、常日頃から農薬を適正に使用するための注意事項等について話していただきました。

普及センターからは、近年、ピーマン産地で発生が増加しているウイルスによる重要病害「モザイク病」と「黄化えそ病（ノーテン病）」について説明しました。内容は、①ピーマン「モザイク病」の感染要因や予防対策と、②ピーマン「黄化えそ病（ノーテン病）」のまん延防止対策についてです。

特に、「黄化えそ病（ノーテン病）」では、ウイルスの媒介源となるアザミウマ類の防除対策として、作終了後のピーマン残渣を適正に処理することが重要なため、アザミウマ類のまん延防止に効果的な残渣処理の方法として、キルパー液剤を紹介し、使用上の注意点や処理方法について動画を交えて説明しました。出席者からは、キルパー液剤の処理方法についての質問があり、ウイルス病対策に対する関心の高さがうかがえました。

普及センターでは引き続き、農薬適正使用の重要性を周知するとともに、地域全体でウイルス病のまん延防止に取り組むための病害対策技術の普及を通して、生産者の安定栽培を支援していきます。

銚田普及センター（成長産業）

